

野田市告示第5号

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第7項の規定による狂犬病予防員から犬を抑留した旨の通知があったことから、同条第8項の規定により次のとおり告示する。

令和4年1月5日

野田市長 鈴木 有

捕獲月日	捕獲場所	種類	毛色	性別	体格	特徴
1月4日	野田市 中戸	雑	茶	オス	中型	成犬、青色皮首輪、赤い 係留ワイヤー付き

上記の犬は令和4年1月13日まで以下の機関で抑留します。

連絡先

千葉県動物愛護センター東葛飾支所（04-7191-0050）